

素案

第2次小樽市公園施設長寿命化計画

令和5年（2023年）〇月

小樽市

## 目 次

1 目的	1
2 都市公園整備状況	1
3 計画期間	1
4 計画対象公園	1
5 計画対象公園施設	1
6 健全度を把握するための点検調査結果の概要	2
7 対策の優先順位の考え方	3
8 日常的な維持管理に関する基本方針	3
9 公園施設の長寿命化のための基本方針	4
10 対策費用	4
11 計画全体の長寿命化対策の実施効果	4
12 計画の見直し予定	4

## 1 目的

「小樽市公園施設長寿命化計画」は平成 25 年度(2013 年度)に策定し、計画期間を平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの 10 年間とし、公園施設の維持管理や更新を進めてきましたが、市民の安全・安心な公園利用を図るためには、継続して既存公園施設の機能を維持する必要があります。

本計画は「小樽市公共施設等総合管理計画(平成 28 年 12 月)」や「第 2 次小樽市緑の基本計画(令和 5 年 3 月予定)」の個別施設計画として位置付けられており、次期計画の策定に当たっては関連計画との整合を図り、現計画と同様に公園利用者の安全確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設の適切な修繕や更新、計画的な長寿命化対策などへの取組を推進することを目的に策定するものであります。

## 2 都市公園整備状況

(2022 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
93 箇所	129.82 ha	11.83 m <sup>2</sup>

## 3 計画期間(西暦) [2023 年度～2032 年度(10 箇年)]

## 4 計画対象公園

### (1) 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
71	11	6	3	-	-	-	-	-	-	2	-	93

### (2) 選定理由

本計画の対象公園は、本市に設置されている都市公園法第 2 条に基づく全ての都市公園と設定する。

## 5 計画対象公園施設

### (1) 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
437	158	764	511	16	19	209

管理施設	その他施設	合計
1,422	6	3,542

### (2) これまでの維持管理状況

公園管理者による日常点検のほか、遊戯施設は専門技術者による年 1 回の定期点検を実施し、公園施設に異常が発見された場合は、必要に応じて利用禁止の措置を行うとともに、現計画に基づき、予防保全型及び事後保全型の措置を施しながら、安全な公園利用の確保に努めてきました。

### (3) 選定理由

公園施設の老朽化は、公園利用中の事故等に繋がる危険性を高めることから、全ての公園施設が健全な状態で保たれるよう管理し、安全な公園利用を確保する必要があることから、本計画の対象公園施設は、本市に設置されている都市公園法第2条に基づく全ての公園施設と設定する。

## 6 健全度を把握するための点検調査結果の概要

健全度調査は、2021年8月から12月までの期間に国土交通省都市局公園緑地・景観課が策定した公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】などの指針等に基づき、予備調査の結果及び調査後の新設・撤去等を踏まえ、予防保全型管理の候補として園路広場2施設、修景施設31施設、休養施設26施設、遊戯施設505施設、運動施設15施設、教養施設4施設、便益施設20施設、管理施設26施設の合計629施設と設定した。

種別	健全度判定				
	A	B	C	D	合計
園路広場	1	1	0	0	2
修景施設	6	23	2	0	31
休養施設	7	14	4	1	26
遊戯施設	42	320	143	0	505
運動施設	3	11	1	0	15
教養施設	0	2	2	0	4
便益施設	0	3	17	0	20
管理施設	9	16	0	1	26
合計	68	390	169	2	629

### ○健全度判定の評価基準

健全度	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"><li>・全体的に健全である。</li><li>・緊急の補修の必要はないため、日常的な維持管理をするもの。</li></ul>
B	<ul style="list-style-type: none"><li>・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。</li><li>・緊急の補修の必要性はないが、維持管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。</li></ul>
C	<ul style="list-style-type: none"><li>・全体的に劣化が進行している。</li><li>・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。</li></ul>
D	<ul style="list-style-type: none"><li>・全体的に顕著な劣化である。</li><li>・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。</li></ul>

## 7 対策の優先順位の考え方

6で示した「健全度判定」結果から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

種別	緊急度判定		
	高	中	低
園路広場	0	0	2
修景施設	0	2	29
休養施設	1	4	21
遊戯施設	0	143	362
運動施設	0	1	14
教養施設	0	2	2
便益施設	0	17	3
管理施設	1	0	25
合計	2	169	458

### ○緊急度判定の評価基準

緊急度	評価基準
高	健全度判定がDの公園施設
中	健全度判定がCの公園施設
低	健全度判定がA又はBの公園施設

なお、対策の優先順位は以下の事項により選定する。

- ① 健全度判定（D・C）及び緊急度判定（高・中）の施設が存在する公園
- ② 多数の利用者が想定される総合公園などの規模が大きい公園
- ③ ライフサイクルコストの縮減効果と事業費の平準化を考慮した施設更新

## 8 日常的な維持管理に関する基本方針

維持管理（清掃・保守・修繕）と日常点検を随時実施し、公園施設の機能保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化及び損傷状況を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、必要に応じて利用禁止等の措置を行い、事故等を予防するとともに、この時点で健全度調査を実施し、補修若しくは更新を判断する。

### （1）一般施設、土木構造物、建築物

- ・ 日常点検により、施設の劣化及び損傷状況を把握する。
- ・ 日常点検で施設の劣化及び損傷状況が確認された場合は、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修若しくは更新を計画に位置付けた上で措置を行う。

### （2）遊具

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により、施設の劣化及び損傷状況を把握する。
- ・ 施設の劣化及び損傷状況が確認された場合は、同年に実施する定期点検の結果を健全度調査結果として活用し、対象施設の補修若しくは更新を位置付けた上で措置を行う。

## 9 公園施設の長寿命化のための基本方針

### (1) 予防保全型管理を行う施設

- ・健全度がB以上となるよう適切な時期に長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて管理類型の確定を行う。
  - 1) 一般施設、土木構造物、建築物
    - ・5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化及び損傷状況を確認する。
  - 2) 遊具
    - ・日常点検及び年1回実施する定期点検により、施設の劣化及び損傷を把握する。
    - ・点検で施設の劣化及び損傷状況が確認された場合は、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
    - ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修若しくは更新を計画に位置付けた上で措置を行う。

### (2) 事後保全型管理を行う施設

- ・維持管理（清掃・保守・修繕）と日常点検により、公園施設の機能保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化及び損傷状況が確認された場合は、施設の撤去又は更新を行う。

## 10 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	697,537千円
②予防保全型管理を行う施設の概算費用合計（10年間）	597,115千円
③事後保全型管理を行う施設の概算費用合計（10年間）	100,422千円
④単年度当たりの概算費用【①/10】	69,754千円

## 11 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における単年度当たりでのライフサイクルコスト縮減額は4,177千円で、10年間でのライフサイクルコスト縮減額は41,770千円である。

## 12 計画の見直し予定

### (1) 計画の見直し予定年度（西暦）：[2033年度]

### (2) 見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合のほか、中間年において、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行う。
- ・市民ニーズや地域の利用形態に対応するよう、都市公園の適正な配置や機能の集約に向けた検討を行う。

## 第2次小樽市公園施設長寿命化計画

令和5年(2023年)〇月〇〇日策定

- ◇ 小樽市建設部公園緑地課
- ◇ 〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号
- ◇ TEL : (0134) 32-4111 (内線7349、7426)
- ◇ FAX : (0134) 32-3963
- ◇ E-Mail: [koen-ryokuti@city.otaru.lg.jp](mailto:koen-ryokuti@city.otaru.lg.jp)
- ◇ <https://www.city.otaru.lg.jp>